

社会福祉法人町屋福祉会 花園デイサービスセンター
福井市介護予防・日常生活支援総合事業における
通所型（予防給付相当）サービス重要事項説明書

当事業所は、福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス（予防相当）の提供の開始にあたり、事業所の概要、提供されるサービス内容及び契約上ご注意頂きたいこと等を次のとおり説明します。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 町屋福祉会
主たる事務所の所在地	〒910-0003 福井市松本1丁目36-15
代表者（職名・氏名）	理事長 石田 次男
設立年月日	昭和47年10月16日
電話番号	0776-26-6280

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	花園デイサービスセンター	
サービスの種類	福井市介護予防・日常生活支援総合事業における通所型（予防給付相当）サービス	
事業所の所在地	〒910-0003 福井市松本1丁目36-15	
事業所の管理者	松田 勝	
電話番号	0776-29-1188	
指定年月日・事業所番号	平成29年 4月1日	1870100268
利用定員	定員40名（要介護認定者を含む）	
通常の事業の実施地域	福井市	
面積	190.4㎡	
建物概要	鉄筋コンクリート造 4階建て 述べ床面積170221㎡	
損害賠償責任保険	あいおいニッセイ同和損害保険	

3. ご利用事業所の主な設備の概要

活動場所	50 m ² (1階)
機能訓練	10 m ² (2階)
相談室	15 m ² (4階)
浴室	118 m ² (3階)

4. 事業の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

要支援状態等の利用者に対しその利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援や機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すことを目的とします。※身体介護は予防給付相当のみとなります。

(2) 運営の方針

- ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ・事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、福井市、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。
- ・通所型（ 予防給付相当 ）サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行います。
- ・上記のほか、福井市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施します。

5. 提供するサービスの内容

通所型（ 予防給付相当 ）サービスの内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行います。

機能訓練	生活機能向上を目的とした機能訓練
アクティビティ (介護予防)	レクリエーション 創作活動 日常生活の支援等 介護計画書沿った介護予防
食事の提供	昼食 600 円 おやつ 100 円 実費
健康チェック	血圧測定 体温測定
入浴	身体介護を伴う入浴見守り、介助

※通所型予防給付相当サービスのサービス内容は日常生活の支援、健康チェック、レクリエーション、機能訓練等。

通所型A型サービスのサービス内容は簡単な体操、レクリエーション、交流等で、身体介護を含みません。

6. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで 行事等により日曜日 ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及びお盆（8月14日から8月16日）を除きます。
営業時間	午前9時00分から午後5時00分まで
サービス提供時間	午前9時00分から午後4時30分まで

7. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職 種	職員数
事業所長	1（兼務）
介護職員	6以上
生活相談員	1以上
看護職員	2以上
作業療法士	1（委託）
調理員	3（委託）

8. 利用料等

（1）通所型（ 予防給付相当 ）サービスの利用料

【基本部分】

利用回数	サービス費用	利用者負担	
		1割負担の場合	2割負担の場合
要支援1相当	1,798単位	1,823円	3,642円
要支援2相当	3,621単位	3,671円	7,343円

（注1）福井市地域分7等級 1単位10.14円

（注2）要支援1相当 1回436単位 週1回利用月5回まで

（注3）要支援2相当 1回447単位 週2回利用月9回まで

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

☆サービス提供体制加算

〈サービス提供体制加算（I）の算定要件〉

*介護福祉士の占める割合 70%以上または、勤続年数 10年以上の介護福祉士 25%以上配置されている事

〈サービス提供体制加算（Ⅱ）の算定要件〉

*介護福祉士の占める割合 50%以上配置されている事

	要支援1又は週1回程度の指定通所サービスが必要	要支援2又は週2回程度の通所サービスが必要
サービス提供体制加算（Ⅰ）	88 単位/月	176 単位/月
サービス提供体制加算（Ⅱ）	72 単位/月	144 単位/月

☆介護職員等処遇改善加算（通所介護）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率（9.2%）を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数にサービス別加算率（9.0%）を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数にサービス別加算率（8.0%）を乗じた単位
介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数にサービス別加算率（6.4%）を乗じた単位

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

☆生活機能向上グループ活動加算、運動器気の意向上加算

	運動器機能向上加算	生活機能向上グループ活動加算
サービス単位	225 単位（1カ月に付き所定単位）	100 単位（1週に付き1回以上実施）

生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員その他の従事者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した介護計画書を作成している事。

介護予防計画書の作成及び実施において利用者の生活機能向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動加算サービスの項目を準備し、その項目の選択にあたっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の身心の状況に応じた生活機能向上グループ活動が適切に提供されている事。

科学的介護推進体制加算	1月に40単位
-------------	---------

①利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出すること②必要に応じて通所介護計画を見直すなど、サービス提供にあたり①に規定する情報その他サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用すること。

【減算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

送迎をしない場合	-47 単位/回. 片道
----------	--------------

(2) その他の費用

食費	昼食600円 おやつ100円
おむつ代等	紙パンツ150円 尿とりパット30円
連絡ノート等	各100円

経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料金、その他の費用は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

ア. 預金口座振替書による自動引落し

福井ネット(株)

イ. 直接現金払い

9. 緊急時における対応方法

- ・サービス提供中に利用者の体調や容体の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医及び家族等に連絡する等の措置を講じます。
- ・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請する場合があります。

10. 事故発生時の対応

- ・通所型(予防給付相当)サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに福井市、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ・通所型(予防給付相当)サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	相談員：辻岡よし美 , 責任者：松田 勝 ご利用時間：8：30～17：00 電話番号：0776-29-1188
---------	---

(2) 行政機関その他の苦情相談窓口

苦情受付機関	所在地	電話番号
福井市役所 地域包括ケア推進課	福井市大手3丁目10番1号	(0776) 20-5400
福井県国民健康保険団体連合 会	福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館 4F	(0776) 57-1614

12. 秘密保持

事業者及びサービス従業者又はサービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

- ・ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者心身の情報を提供します。
- ・サービス担当者会議等、契約者に係る他の介護事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる事前の文章により得た上契約者又はその家族等の個人情報を用いることが出来るものとします。

13. サービスの利用にあたっての留意事項

施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用してください。

故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又は相当の代価をお支払い頂く場合があります。

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事は出来ません。

ご契約者が故意又は過失で貴重品を持ち込まれ紛失した場合には、当事業所は一切の責任を問いません。

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません